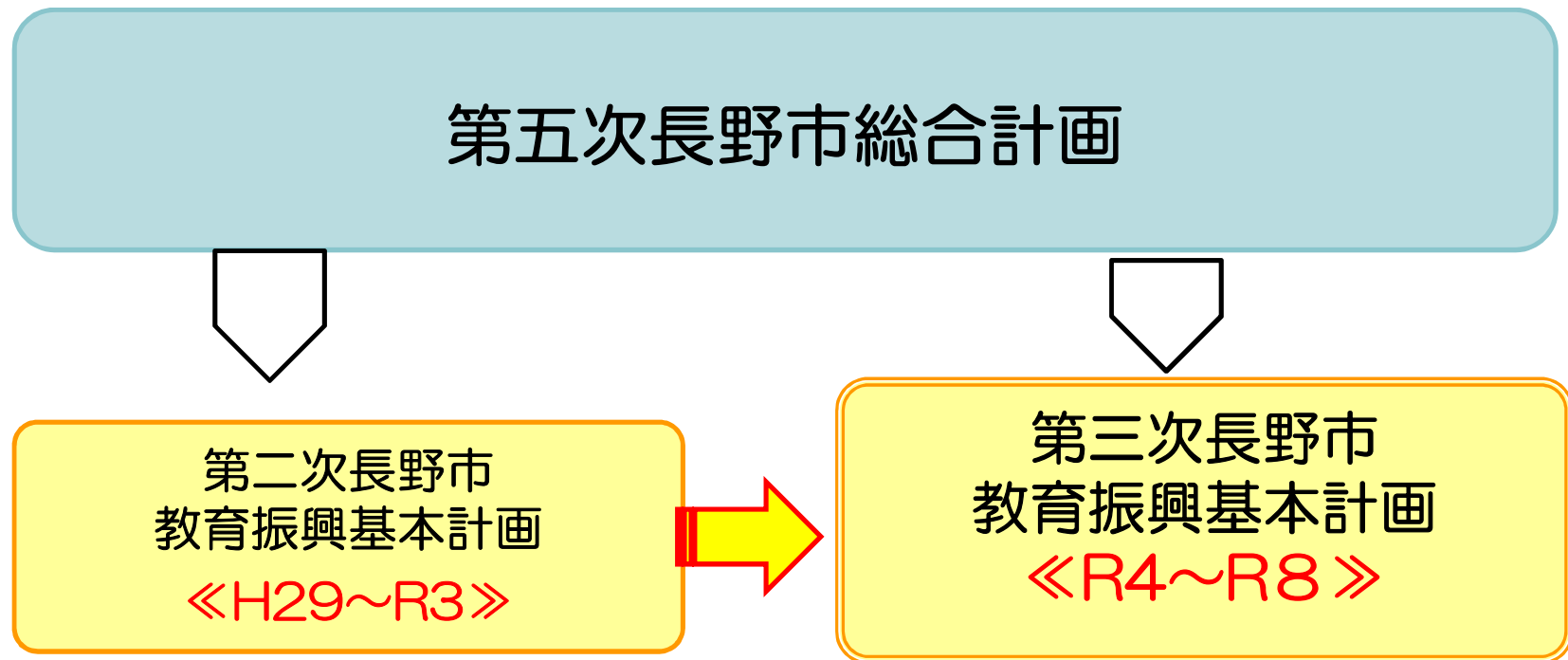


第三次長野市教育振興基本計画の策定について

長野市教育委員会

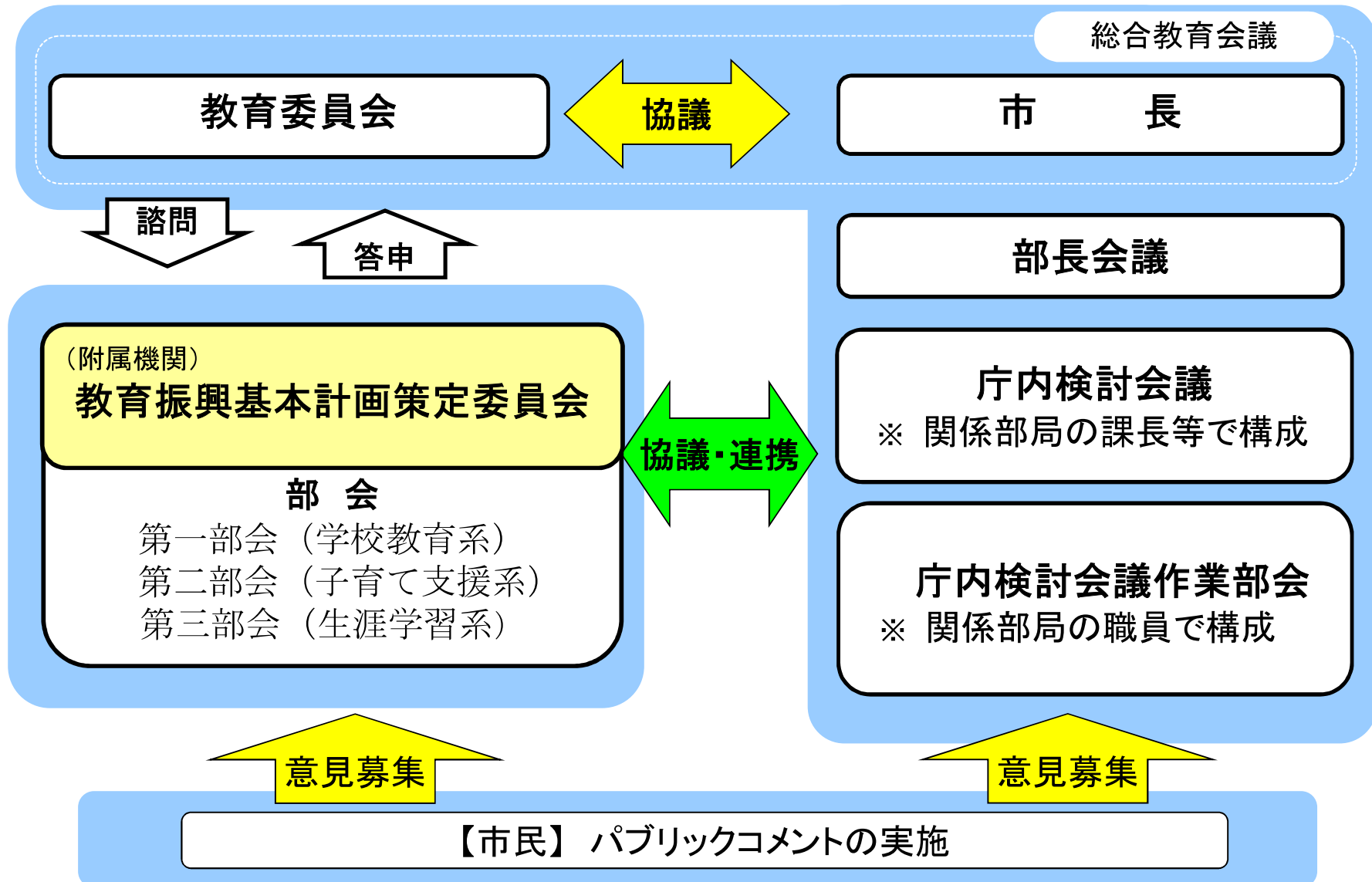
教育振興基本計画の位置付け

2

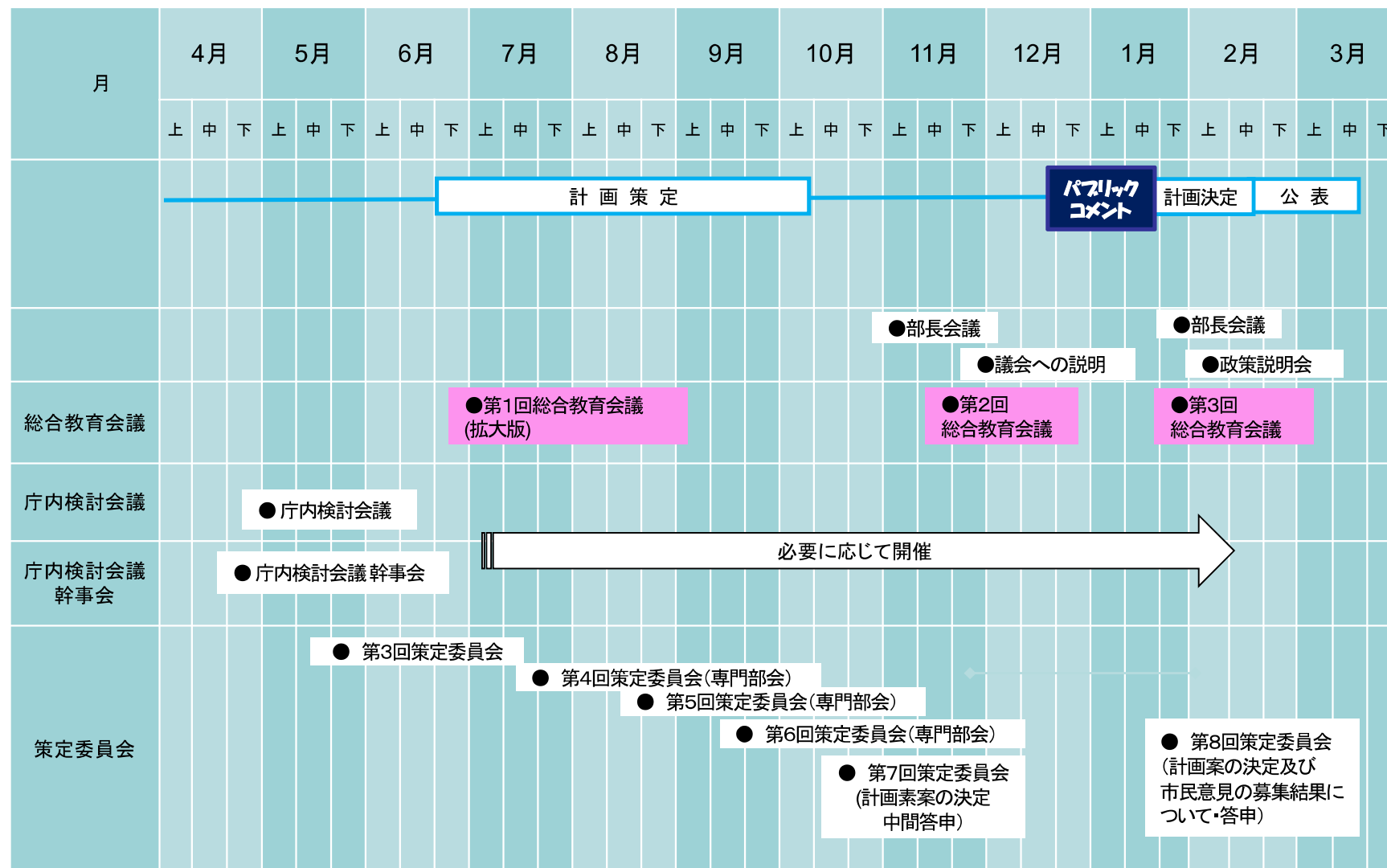


計画の策定体制

3



第三次教育振興基本計画策定スケジュール



教育に関する「大綱」について

1 教育に関する「大綱」について

地方公共団体の長は

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の **大綱**
を定めることを規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3

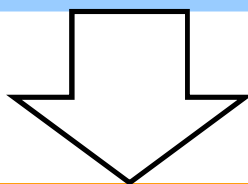
2 長野市における「大綱」について

総合教育会議において協議・調整をし
教育振興基本計画をもって**大綱**に代えることが可能

平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知

第二次長野市教育振興基本計画

教育振興基本計画をもって大綱に代えるため
総合教育会議での意見等を踏まえ策定



第三次長野市教育振興基本計画

総合教育会議での意見等を踏まえ策定

長野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

青柳 和男	長野市 I C T 産業協議会 会長	
荒井 英治郎	信州大学教職支援センター 准教授	委員長 第 1 部会長
伊藤 直子	長野市社会教育委員会議 副委員長	第 3 副部会長
岡 正子	長野市専修学校各種学校協会 会長	
上條 徳善	長野市社会福祉協議会 地域福祉課主幹	
小池 英樹	長野市立公民館連絡協議会 幹事	第 2 副部会長
小林 達矢	公募委員	
篠原 謙治	長野市校長会 (川中島中学校長)	第 1 副部会長
下山 真衣	信州大学教育学部 准教授	第 2 部会長
関 奈美	長野市PTA連合会 副会長	副委員長
玉城 司	長野市地方文化財保護審議会 委員	
西 一夫	長野市立図書館協議会 委員長	
羽田 奈緒	公募委員	
馬場 智一	長野県立大学グローバルマネジメント学部 准教授	第 3 部会長
藤澤 令子	公募委員	
松本 紀子	長野市身体障害者福祉協会 女性部 浅川支部長	
水野 雅義	長野商工会議所 副会頭	
峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長	
村田 みつ子	公募委員	
和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	

(50音順 敬称略)

長野市教育振興基本計画策定委員会 専門部会名簿

【第一部会（学校教育系）】

No.		氏 名	所 属
1		青柳 和男	長野市ＩＣＴ産業協議会
2	部会長	荒井 英治郎	信州大学教職支援センター
3		岡 正子	長野市専修学校各種学校協会
4		小林 達矢	公募委員
5	副部会長	篠原 謙治	長野市校長会
6		松本 紀子	長野市身体障害者福祉協会
7		和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟

【第二部会（子育て支援系）】

No.		氏 名	所 属
1		上條 徳善	長野市社会福祉協議会
2	副部会長	小池 英樹	長野市立公民館連絡協議会
3	部会長	下山 真衣	信州大学教育学部
4		関 奈美	長野市ＰＴＡ連合会
5		羽田 奈緒	公募委員
6		峰川 暁見	長野市私立保育協会

【第三部会（生涯学習系）】

No.		氏 名	所 属
1	副部会長	伊藤 直子	長野市社会教育委員
2		玉城 司	長野市地方文化財保護審議会
3		西 一夫	長野市図書館協議会
4	部会長	馬場 智一	長野県立大学グローバルマネジメント学部
5		藤澤 令子	公募委員
6		水野 雅義	長野商工会議所
7		村田 みつ子	公募委員

第三次長野市教育振興基本計画策定の主旨

■ 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づく、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定し、第二次計画に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」とする。

第5次長野市総合計画と整合した教育分野の計画とする。

※教育基本法

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

■ 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

■ 長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

これは、昭和62年5月に制定、平成23年12月に一部改訂された「長野市教育大綱」であり、学校教育を中心に、本市教育の根底に流れる基本理念として引継がれてきた。

平成26年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまでの「長野市教育大綱」を、「教育振興基本計画」の基本理念として位置付け、その計画を「長野市教育大綱」とした。

「長野市教育の基本理念」は、「長野市教育大綱」として制定された当初から色あせることなく、現代の大きな動きの中にあっても対応できる本市教育の柱であり、根底に流れる普遍的な価値を持つ施策の基本指針として長きにわたり受け継いできているものである。

■ 計画策定に向けた主な視点

普遍的な「長野市教育の理念」に対し、新たな視点を持つことで現状求められる計画を策定するため、次の変動する社会的背景や課題について反映する。

1 教育を取り巻く社会的背景

SDGs:「持続可能な開発目標」(SDGs)をはじめとする社会の持続的な成長発達を目標とする国際的な動きを踏まえた、持続可能な社会の担い手を育む教育(ESD)の実践が重要となっている。

Society5.0:急速な技術革新によるICT(情報通信技術)の普及による超スマート社会の到来。

社会活動を活発にし、生活に豊かさをもたらす。一方、扱い方により悪影響をもたらすこともあるため、真に必要な情報を多くの中から選択し、正しく利用する力が必要となっている。

学校教育では、児童生徒の学習意欲や学力向上、教職員の働き方改革にもつながる。教職員のICTに関する指導力の向上が急務となっている。

また、生涯学習においては、どこからでもコミュニケーションがとれることで、場所や時間を選ばずに学びたいことを学べるなど様々な効果が期待されている。

多様性の尊重:多様な子どもたちの資質・能力を育成するための、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、個性的な子どもたちの能力や興味等に合わせた学習への対応が必要とされている。

障害等による特別な教育支援や外国人等で日本語教育が必要な児童生徒、相対的貧困やいじめ、家庭環境などの様々な問題を抱える児童生徒などへの多様なニーズの早期発見、関係機関相互の連携による年齢階層等により途切れることのない継続的な対応が求められている。

2 顕在化している課題

予測困難な時代に対応した教育の実現:多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実により、自ら課題を見つけ、自ら学ぶ自立した学習者を育成する。また、自らの思いや言動を自律的に調整できるとともに、他者を尊重する思いやりのある「人間性の向上」を目指す。

新たな学びの場の創造:少子・人口減少社会に対応した、「子どもが主役」の活力ある学校づくりを進める必要がある。個を尊重し、多様性のある集団の中で、発達段階に応じた新たな学びの場の創造を目指す。

施設整備においては、公共施設マネジメント指針を踏まえた施設整備をする。

多様化する個性への対応:多様化・複雑化する家庭・地域などの環境の中で、多様化する児童生徒の個性を認め合い、必要なものには支援できる体制を整える。

不登校児童生徒への支援:個々の児童生徒の実情に応じたきめ細やかな登校支援やICT利活用等による学びの保障に努める。地域や専門機関等との連携強化を図り、社会全体で子どもを育てる支援体制を構築する。

子どもの貧困対策：社会的援助を必要とする児童生徒への支援を進め、学びや健やかな成長を支える。従来にも増して施策の重点を見直す。

特別な支援を要する児童生徒への対応：発達障害を抱える等、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある。児童生徒本人のみではなく、背後にある家庭への支援も必要である。

いじめの対応：外部の支援も含めて学校の組織対応力を高め、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に努める。

教職員の力量の向上：GIGA スクール構想等、教育の ICT 化への対応、児童生徒に新たな明日を切り拓く力を育成するための教職員研修を実施する。

学校業務のスリム化：教職員の長時間勤務を解消し、子どもと向き合う時間を確保する。学校の負担軽減のため、地域社会との協働・分担を進める。

家庭・地域の教育力の向上：

⇒ **地域や家庭の状況の変化：地域コミュニティの変化**

学校との連携・協働・分担の推進

家庭や、地域コミュニティが新しい価値観のもとで変化している。新たな親子像としての親子の情愛、心豊かな家庭の温かさのある生活に繋げる。

生涯学習への取組：人生 100 年時代の中、世代を超え主体的に「学び」に挑戦し、探求する機会を整える。生涯において学び、学びを活かし、豊かな生活に繋げる。

文化遺産の把握・保護・活用：未指定文化財を含む文化財の把握・保護を進めるとともに、文化財の現状分析と持続可能な保存活用及び伝統文化の継承に向けた取組を進める。

3 教育振興基本計画の管理と評価

教育振興基本計画は毎年地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年度点検・評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図る。

また、結果について、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することで市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

4 第2次教育振興基本計画からの変更点

キーワードは「協働」

教育を取り巻く社会的背景や顕在化する様々な課題がある中、これまでの「連携」を超え、家庭や地域、福祉関係局、その他多くの専門的な機関同士がさらに力を合わせ活動していく「協働」が必要となっている。

また、国の第3期教育振興基本計画（平成30年度から令和4年度）においても「協働」は、教育施策の重点事項の一つとなっている。

さらに、令和3年1月の中央教育審議会の答申では、「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」として、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」の充実の重要性が記されている。

文化芸術及びスポーツ関係について

「文化スポーツ振興部」として市長部局に移管され、すでにそれぞれの個別計画に基づき施策を推進している。

これまでの第二次教育振興基本計画でも教育分野に関する事業以外は、個別計画に沿うとし教育分野と連携する施策のみ掲載してきた。

教育振興基本計画及び「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」は地域の実情に応じ策定できることから、文化芸術及びスポーツ関係施策については、それぞれの個別計画に委ね、教育分野に連携する施策は、項目出しをせず、各担当の施策の中に含め記述する。

目指す姿 長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

第二次長野市教育振興基本計画		
基本的方向	基本施策	施策
基本的方向1 ○ 次世代を担う子どもたちの「生きる力」の育成	1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の力量の向上	1-1-1 教職員研修の充実
	1-2 乳幼児期からの段階に応じた教育の充実	1-2-1 乳幼児期の教育の充実 1-2-2 小・中学校の教育の充実 1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実 1-2-4 幼・保・小・中・高の連携の充実
	1-3 安心・安全な教育環境の整備	1-3-1 安心・安全な学校施設の整備 1-3-2 子どもたちの健康の保持・増進 1-3-3 日常の安心・安全の向上 1-3-4 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進
	1-4 一人一人を大切にする教育の推進	1-4-1 個々の実態に応じた相談体制の充実 1-4-2 特別支援教育の充実 1-4-3 社会的援助を必要とする子どもへの支援
基本的方向2 ○ 地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実	2-1 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上	2-1-1 家庭の教育力の向上 2-1-2 地域の教育力の向上 2-1-3 家庭・地域・学校の連携と協働の拡充
	2-2 地域が子どもの育ちを支える環境の充実	2-2-1 放課後子どもプランの拡充 2-2-2 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進(再掲)
基本的方向3 ○ 生きがいを求め、社会に参画する力を高める学びの機会の充実	3-1 学びの機会を支える生涯学習環境の充実	3-1-1 生涯学習センター・公民館の充実 3-1-2 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実
	3-2 豊かな生活につながる生涯学習の推進	3-2-1 学習成果を生かした地域づくりへの参加促進 3-2-2 高齢者や障害者の豊かな生活の支援 3-2-3 人権尊重・男女共同参画の推進
基本的方向4 ○ 多彩な文化・スポーツ遺産を継承・創造し、全ての市民が享受できる文化力の向上	4-1 多彩な資源を生かした文化芸術・スポーツ創造環境の構築	4-1-1 文化芸術活動への支援と文化の創造 4-1-2 歴史・文化遺産の活用と継承 4-1-3 生涯スポーツの振興
	4-2 国際交流・多文化共生の推進	4-2-1 国際交流の推進 4-2-2 多文化共生の推進

キーワード：協働

教育を取り巻く社会的背景

- 持続可能な社会（SDGs）の実現
- Society5.0：GIGAスクール構想、ICTを活用した教育の推進
- 多様性の尊重・個別最適化：多様な子どもたちの資質・能力を育成するための、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現

等

顕在化してきている課題

- 予測困難な時代に対応した教育の実現
- 新たな学びの場の創造
- 多様化する個性への対応
- 不登校児童生徒への支援
- 子どもの貧困対策
- 特別な支援を要する児童生徒への対応
- いじめの対応
- 教職員の力量の向上
- 学校業務のスリム化
- 家庭・地域の教育力の向上
- 生涯学習への取組
- 文化遺産の把握・保護・活用

等

第三次長野市教育振興基本計画		
基本的方向	基本施策	想定される施策
基本的方向1 ○ 子どもたちの「生きる力」を育成する学校づくりの推進 【第1部会 学校教育系】	1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の資質・能力の向上	教職員研修の充実
	1-2 発達段階に応じた教育の充実	家庭・地域・企業との協働による学童期・青年期の教育の充実 青年期の教育の充実と高等教育機関との連携 IT業界・高等教育機関等との協働による情報化教育の充実 個別最適化された学びの推進 社会に開かれた学校教育の推進
	1-3 安心・安全な教育環境の整備	安心・安全な学校施設の整備 保健・医療分野との協働による健康の保持・増進 地域と協働した安心・安全な環境づくりの推進 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進
	1-4 一人一人を大切にする教育の推進	多様な機関との協働による相談体制の充実 保健・医療業界との協働によるインクルーシブ教育の充実 社会的援助を必要とする子どもへの支援の充実
基本的方向2 ○ 共に学び育つ地域づくりの推進 【第2部会 子育て支援系】	2-1 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上	家庭の教育力の向上 地域の教育力の向上 保健所・保育園・幼稚園との協働による乳幼児期の教育の充実 家庭・地域・事業所・学校との連携・協働の推進
	2-2 子どもの育ちを地域で支える環境の整備	「放課後子ども総合プラン」の充実 魅力あふれる地域づくりへの参画の促進
基本的方向3 ○ 社会参画と生涯学習の環境づくりの推進 【第3部会 生涯学習系】	3-1 豊かな生活につながる生涯学習の推進	人権尊重・男女共同参画の推進 多様なニーズに応じた学びの保障
	3-2 学びの機会を支える生涯学習環境の整備	生涯学習センター・公民館・交流センターの充実 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実
	3-3 魅力あふれる歴史・文化遺産の保護・活用	未指定文化財を含む文化財の把握と保護 文化財の保存活用と継承